

平成24年4月1日から境川・逢妻川・猿渡川の流域で開発を行う際には雨水対策の為の許可が必要です。

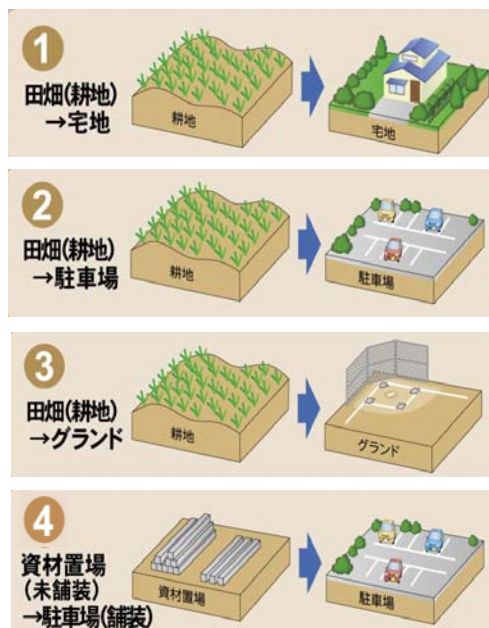
※県・名古屋市・豊田市は条例を制定し、対象範囲を500㎡以上に拡大しました。

県は、都市化が著しい二級河川境川、逢妻川、猿渡川に流れ込む地域(境川・逢妻川・猿渡川の流域)を、平成24年4月1日に特定都市河川浸水被害対策法に基づく『特定都市河川流域』に指定します。

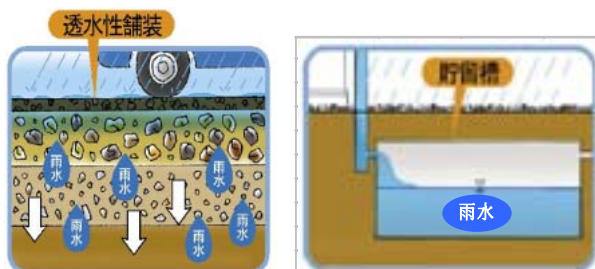
500㎡以上*の土地で雨水がしみ込みにくくなる行為(雨水浸透阻害行為)は愛知県知事(名古屋市、豊田市内は各市長)の許可が必要となります。

許可にあたっては、技術的基準に従った雨水貯留浸透施設の設置が必要となります。

例えば下記のような開発をする場合



雨水を貯留・浸透させる対策が必要です。(対策例)



申請書様式等の詳細は、ホームページをご覧ください。
境川流域総合治水対策協議会
(<http://www.sougo-chisui.jp/>)



【流域界の詳細は】

- ①「愛知県統合型地理情報システム(GIS) マップあいち」
<http://maps.pref.aichi.jp/> で確認できます。
- ②流域図(縮尺1/2,500)を各市町や建設事務所にて閲覧できます。

【詳しくは下記へお問い合わせください。】

雨水浸透阻害行為許可全般については/
愛知県建設部河川課 企画グループ
052-954-6553

名古屋市内で行う場合は/
名古屋市緑政土木局河川管理課
052-972-2882

豊田市内で行う場合は/
豊田市建設部河川課
0565-34-6672

豊明市、日進市、東郷町内で行う場合は/
愛知県尾張建設事務所河川整備課
052-961-4498

東海市、大府市、東浦町内で行う場合は/
愛知県知多建設事務所河川港湾整備課
0569-21-3420

刈谷市、安城市、知立市内で行う場合は/
愛知県知立建設事務所河川整備課
0566-82-6489

みよし市内で行う場合は/
愛知県豊田加茂建設事務所河川整備課
0565-35-9325